# ＜四銀＞暮らしのプラン　リフォームローン

令和 7 年 3 月 17 日現在

| | |
|---|---|
| ○ご利用いただける方 | （1）借入時の年齢が満 18 歳以上、最終弁済時の年齢が満 81 歳未満の方。<br>（2）安定かつ継続した収入が見込まれる方。<br>（3）他金融機関・他社借換の場合は直近 3 ヵ月でご返済に遅延がない方。<br>（4）四国保証サービス（株）または（株）オリエントコーポレーションの保証が受けられる方。 |
| ○ご融資額 | 5万円以上1,500万円以内（1万円単位）（※）<br>※他金融機関の借換資金のみ場合、対象ローンの残高以内となります。 |
| ○ご融資期間 | 6 ヵ月以上 20 年以内<br>他金融機関の借換の場合は、20 年以内かつ対象ローンの残存期間以内。<br>居宅解体費用は 6 ヵ月以上 10 年以内。 |
| ○ご融資利率・種類 | ご融資期間 / ご融資利率 / 金利の種類<br>10 年以内 / 2.10% / 固定金利または変動金利<br>10 年超 / 2.40% / 変動金利のみ<br>上記ご融資利率は四国保証サービス株式会社で保証を受けられる場合です。<br>**株式会社オリエントコーポレーションで保証を受けられる場合は、上記ご融資利率に**<br>**0．5%上乗せとなります。** |
| ○資金のお使いみち | （1）自宅のリフォーム全般に関する資金<br>（注1）自己居住用住宅でご本人または同居家族の所有物件が対象です<br>（注2）太陽光発電設備については、50kW 未満の設備が対象です（50kW 以上は対象外）。<br>（2）自己居住用住宅の購入に伴う諸費用（登記費用、引越し費用、仲介手数料、その他銀行・保証会社が妥当と判断したもの）<br>（3）他金融機関の住宅ローン・リフォームローンの借換資金<br>（注1）直近 3 ヵ月間で対象ローンのご返済に遅延がある場合お取り扱いできません。<br>（注2）借換対象ローンの残存期間内のお取り扱いとなります。<br>（注3）リフォーム資金と住宅ローンなどの借換資金合算もお取り扱いできます。 |
| ○ご返済方法 | （1）元利均等分割返済とします。<br>※毎回の返済額（元金返済額＋利息支払額）を均等（一定）にする返済方法です。なお、利息は、返済日に後取りとします。<br>（2）給与所得者の方は特定回ごとのボーナス時増額返済（融資額の 50%以内）の併用ができます。<br>（3）借り主の預金口座より、毎月一定の日に自動振替払いとします。<br>※ボーナス時増額返済を利用する場合は、毎月の返済日と同じ日に特定回ごとの返済となります。 |
| ○ご返済の試算 | 店頭でお申し出をいただければ、お申し出の条件（融資期間、融資金額など）による返済額を試算いたします。また、ホームページ上に返済額試算画面をご用意しております。 |
| ○担保・保証人 | 四国保証サービス（株）または（株）オリエントコーポレーションの保証をご利用いただきますので、原則として担保・保証人は必要ありません。 |
| ○団体信用生命保険 | ご希望により、ご負担なしで団体信用生命保険にご加入いただけます。 |

| | |
|---|---|
| | ただし、ご返済終了時の年齢が満 70 歳以上になる場合は、団体信用生命保険へ原則加入いただきます。 |
| ○個人信用情報機関の利用 | （1）このローンに関して、当行および保証会社である四国保証サービス（株）、（株）オリエントコーポレーションは、取引上の判断を行うため、 個人信用情報機関を利用することがあります。<br>（2）この場合、お申込みやお借入れの内容（借入日、借入残高など）が、個人信用情報機関に登録され、個人信用情報機関の会員がこの情報を利用することがあります。 |
| ○お申込時に必要な書類 | 書類は全てコピーさせていただきます。<br>（1）健康保険証および運転免許証<br>（2）お申し込み金額が 300 万円を超える場合、前年の所得を証明するもの。<br>＊300 万円以下のお申し込みの場合、原則不要です。<br>（3）お使いみちが分かる書類<br>・ 工事見積書または工事請負契約書<br>・ 対象物件（土地・建物）の不動産登記簿謄本<br>・ 他金融機関の住宅ローン・リフォームローン借換の場合、返済予定表および返済用預金口座通帳<br>（4）預金お届け印 |
| ○その他 | （1）ご融資は着工後一括とし、ご融資金はお客さまの口座に入金後、 直ちにリフォーム業者へ振込していただきます。<br>（2）リフォーム後の写真をご提出いただきます。 |
| ○諸費用 | ご融資時に印紙代が必要です。 |
| ○融資条件変更 | 融資条件変更および一部繰り上げ返済をご希望の場合は、窓口にご相談ください。 |
| ○当行が契約している指定紛争解決機関 | 一般社団法人全国銀行協会<br>連絡先 全国銀行協会相談室<br>電話番号 0570－017109 または 03－5252－3772 全国銀行協会 |